

## 道路斜線制限における後退距離の取扱い

### 建築基準法第56条第2項

前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離（当該建築物（地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。）から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。）に相当する距離だけ外側の線」とする。

### 令第130条の12第二号（後退距離の対象から除かれるもの）

ポーチその他これに類する建築物の部分で、前号ロ及びハに掲げる要件に該当し、かつ、高さが5 m以下であるもの

（第一号）

- ロ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が1/5以下であること。
- ハ 当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが1 m以上であること。

以下、「岐阜県建築基準法運用指針」より

●後退距離は、壁、柱、庇、バルコニー、出窓、屋外階段等を含めた、建築物から前面道路までの最小水平距離とする。

●ポーチその他これに類する建築物の部分の扱い

- ・車寄せは該当する用途とする。  
→高さが5 m以下等の要件により、後退距離の対象にならない場合がある
- ・庇は非該当の用途とする。  
→後退距離の対象になる